

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

A Comparative Study of Science and Technological
Information Policy in Advanced Countries

杉 本 由 利 子
Yuriko Sugimoto

Résumé

The purpose of this study is to compare science and technological information policies in France, West Germany, the United Kingdom, the United States, and Japan, and to clarify their characteristics. The method used here is to select main science and technological information policies which are regarded as important in the formation of information policy in these countries, and to compare their contents and recommendations.

In the first chapter, the emergence of information policies in these countries is described as background. Various elements of scientific information policy are defined. In the second chapter, the contents of scientific information policy statements which are regarded as important in each country are summarized, and policy trends in each country are described. In the third chapter, important statements regarding scientific information policy are compared in the light of policy elements, and are presented in a table. In the final chapter, the characteristics of scientific information policy in these countries are stated. The major findings are as follows:

In France and West Germany, there is a single scientific information policy and nation-wide efforts are made to embody the programs outlined in the policy.

In the United Kingdom, the United States, and Japan, there is more than one organization responsible for policy advancement. These countries do not have an encompassing program but instead try to develop existing related organizations without duplicating activities.

In the United States, the importance of scientific information flow has been recognized as base for the nation's development from earlier periods, and attention is given to the quick flow of scientific information.

杉本由利子，慶應義塾大学大学院文学研究科図書館情報学専攻，東京都港区三田2-15-45
Yuriko Sugimoto, Graduate School of Library and Information Science, Keio University, 2-15-45, Mita,
Minato-ku, Tokyo.

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

As regards treatment of new technology, these countries exhibit only general attitudes for it, and specific policies for new technology are left for the future. They most likely will focus their own country security, and regulations will need to be discussed.

- I. 科学技術情報政策の設立の背景
 - A. 情報政策のはじまり
 - B. 情報政策の限定と要因
 - C. 目的と調査方法
- II. 各国の主要な科学技術情報政策書
 - A. フランス
 - B. 西ドイツ
 - C. 英国
 - D. 米国
 - E. 日本
- III. 各国の科学技術情報政策書の比較
- IV. 各国の科学技術情報政策書の特徴

I. 科学技術情報政策の設立の背景

従来、情報が研究にとって不可欠であった学問領域では、研究者数や文献数の増大によって50年代に起こった情報爆発のために、個々の研究者の活動や各機関の努力だけでは十分な資料検索や収集を行なうのが難しくなった。情報の収集、検索、編成の問題を地域レベル、国家レベルで考えていく必然性が認識された。本来、学術情報は高度な知的活動の所産であり、それ自体価値を有するものであり、一国の社会経済の発展にとっても貴重な資源であるため、政府としても情報を国家の資源として捉える見方が強くなってきた。先進主要国においてこのような見方は50年代の終わりごろから現われていた。

A. 情報政策のはじまり

中井 浩¹⁾によると、最初に国家の産業政策の中で科学情報問題を論じたのは英国であった。1950年代の初めから科学産業研究庁 (Department of Science and Industrial Research) が国内の研究調査をはじめた。1956年に「新しい科学技術貸出図書館計画」としてまとめられ、勧告として(1)従来通りの分野での二次情報の作成と供給(2)科学出版物、特に逐次刊行物の網羅的収集、(3)すべての科学的出版物を所蔵し、貸出しと複写サービスを行なう国立科学技術貸出図書館の設立、(4)自動翻訳等の

情報の機械的処理に注目すべきである、とされた。この見解に基づいて1957年から科学産業研究庁の中の国立貸出図書館部門の五ヶ年計画に着手した。

米国において情報が国家の政策として捉えられるようになったのは1957年秋にソ連のスプートニク号の打ち上げが成功してからである。この成功により米国内にスプートニクショックと呼ばれる現象が引き起こされ、それは自他ともに認められる技術大国である米国がソ連に負けたという衝撃と、もし宇宙ロケットが兵器として用いられたならばという恐怖によるものであった。その結果、宇宙、国防、研究開発に対する膨大な額の国家予算が承認された。1958年に制定された (Space Act) の中で“NASA はその活動と成果に関する情報の実用的で適切な伝達を可能な限り行なわなければならない”とされて情報の伝達の思想が現われている。同年、大統領科学諮問委員会 (President's Science Advisory Committee; 以後 PSAC と略す) が当時のアイゼンハワー大統領に提出した報告書の一つは「米国における科学情報の普及と改善」に関するもので、この報告書では、国防上の研究開発への国家の投資の効率を高め、かつ投資の効果をより早く広く国民に還元しようとする意図が打ち出されていた。これに基づき NSF の中に科学情報サービス局 (Office of Science Information Service) が設置された。

西ドイツでは化学などの各専門分野でそれぞれドキュメンテーション活動が行なわれていたが、情報量の指数関数的増大の中でよりよい情報流通をめざして、1971年に連邦内務省が現代社会における情報の伝播拡張の必要性と情報の入手の容易さの必要性を基礎にした国家情報バンクシステムの考え方をまとめた。続いてその具体的な計画として「IuD 計画 (The Programme of the Federal Government for the Promotion of Information and Documentation) 1974-1977年」が発表され、これが学術情報の国家システム建設のためのゴールとなった。

フランスでは1939年以来、CNRS (Centre National de Recherche Scientifique) の科学技術ドキュメンテーションセンター (Centre de Documentation Scientifique et Technique) の活動があり、国内唯一の総合ドキュメンテーションセンターとしてフランスを代表する活動を続けてきた。その他にも長い歴史を持つ図書館や、多数の専門ドキュメンテーションセンターがそれぞれに活動をおこなってきたが、総合的な措置はとられていなかった。1959年にフランスの科学技術研究の発展と基本方針を策定し首相に報告書を提出することを定めた政令が出された。Boutry 博士を中心とするドキュメンテーション調査委員会が調査を行ない、その結果として Boutry 報告を提出し、それがフランスの国としてとるべき情報政策のガイドラインとなった。その五年後に科学技術研究総代表部の中に国立科学技術ドキュメンテーション委員会が設置され、勧告の実行化が始められた。

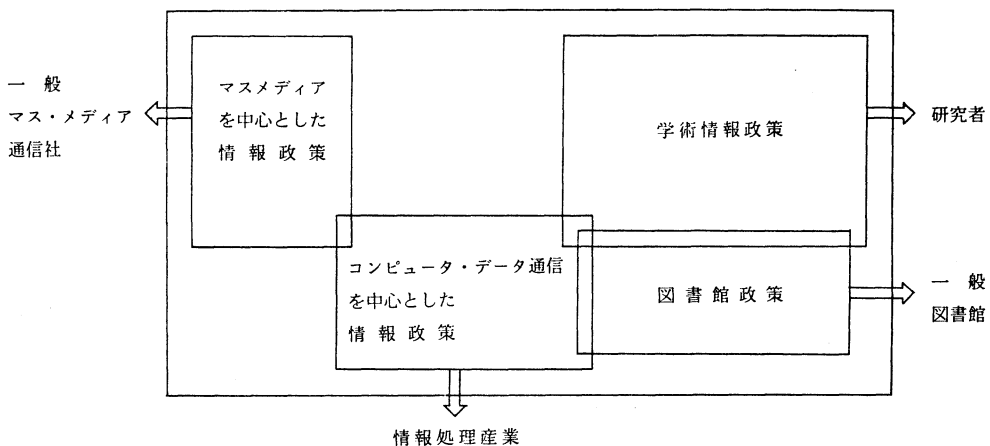
日本の情報政策の始まりとしては、1956年に科学技術

政策全般に対する総合企画調整官庁として科学技術庁が設置され、その最初の施策として1957年に日本科学技術情報センターが発足した。1969年に内閣総理大臣の諮問第四号「科学技術情報の流通に関する基本方針について」に対する答申として科学技術情報の全国的流通システム (National information System for Science and Technology; NIST) の構想が発表された。その後、文部省による学術情報システム構想が発表されるまで、日本における唯一の国家的情報政策の基盤であった。

このように先進主要国において、科学技術情報、ならびに学術情報のよりよい流通の重要性を認め、一国の政策の中で取り上げ、流通整備を考えるようになったのは1950年代の後半からである。近年、新しいコミュニケーション技術の進歩、様々な分野での情報量の増大により、科学技術情報だけでなく、ビジネス情報、個人情報、などの情報も、政策の中で捉えられる必然性が生じている。情報政策は広範囲な社会一般に関わる問題に発展しつつある。一方では、さらに国際問題として国際間を流れる情報の取り扱いにおいて、自国の安全保護の観点から情報を国家資源として見直す考え方が強まってきている。発展していくコミュニケーション技術、社会情勢に応じるために、政策の役割は当事者間の利益を調停し将来への対応の姿勢を作ることにあると考えられる。

B. 情報政策の限定と要因

近年、情報政策は種々の意味を含むようになった。広義の情報政策は、学術情報政策、図書館政策、コンピュータ・データ通信を中心とした通信政策、マスメディア



第1図 情報政策の枠組

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

を中心とした報道政策などを含むと考えられ、第1図のように現わすことができる。

本稿では、この中の学術情報政策を取り上げ、具体的には科学技術情報政策を中心に考える。学術情報政策に関連する要因を種類分けすると次のようになる。

- 1) 外部要因 社会体制、学術政策、情報伝達システムの現状、情報処理技術など
- 2) 構成要素 情報伝達システム、ネットワーク、機能、機関、技術、教育、訓練、研究開発、
- 3) 方針 重点を置く分野、中央指向型か分散指向型か、新しい技術への対応、既存のシステムへの対応
- 4) 政策の策定過程
- 5) 政策の実施過程

C. 本稿の目的と調査方法

科学技術情報政策及び学術情報政策について、情報政策の要因として述べた項目から、フランス、西ドイツ、英国、米国、日本の政策を比較し、各国の特色を掴むことを目的とする。

調査方法としては、フランス、西ドイツ、米国、英国、日本において、1950年代後半から1970年代終りまでに各国政府が提出した学術情報政策書、特に科学技術政策書の中から、政策上の重要なものについて、その勧告を比較する。ここで情報政策書とは、政府の省庁、諮問委員会などから提出されたモノグラフを指し、雑誌論文や部内資料等は排除している。比較の観点は、前に述べた学術情報政策の要因を参考にする。上記の五国は、米国を筆頭に数多くの学術情報政策書を提出しているが、今回の調査ではその中でも公表され、広く影響を与え、主要であると認められるものに限って比較を行なった。主要なものとした基準は、その報告書の勧告に基づいて新しい行政上の組織が作られたもの、及びその国の情報政策の形成に影響を与えたと専門家から認められているものとした。また、調査の為に入手できるものに限られたため、今回の調査では、資料不足のためソ連は対象からはずさなければならなかった。

学術情報政策書の中でも特に科学技術情報政策書を取り上げる理由としては、各国の情報政策の始まりの事例を見ると科学技術情報が対象となっていること、戦後、科学技術研究が国家の盛衰に直接に関わるものとして、その重要性が早くから認められていたと考えられるからである。

各国の主要な学術情報政策書が発表された年、及び主

第1表 科学技術情報活動年表(1)

	フ ラ ンス	西 独
1952	1939年以来CNRSが唯一の科学技術総合ドキュメンテーションセンターであった	
1953		
1954		
1955		
1956		
1957		
1958		
1959	フランスの科学技術研究の発展の基本方策を策定する法令	
1960		
1961		IDW (ドキュメンテーション協会) 設立
1962		
1963	Boutry 報告提出	
1964		ZMD (ドキュメンテーション機械化研究所) 設立
1965		
1966	Boutry 報告を受けて DGRST に CNDST 設置	
1967		IDC (国際化学ドキュメンテーション協会) 設立: 於フランクフルト
1968		
1969		政府が援助を開始する
1970		連邦政府が I&D プログラム考案を提出する
1971	BNIST 設立法令案	
1972	CCRST がそれを認可する	
1973	閣僚の署名の下に発効 BNIST 活動開始	連邦内務省情報バンクシステム提案
1974		
1975		I&D プログラムが閣議で承認される 公表
1976		
1977	BNIST 予算増強に関する検討	
1978	Boursin 報告提出	GID フランクフルトで活動開始
1979	ノラ・マンクレポート提出 MIDIST 発足	
1980		
1981		
1982		連邦研究技術省 新3ヶ年計画発表
1983		

要な科学技術情報機関が設立された年に関する年表は第1, 第2表にまとめた。

第2表 科学技術情報活動年表(2)

	英 国	アメリカ合衆国	日 本
1948	ロイヤル・ソサエティが“Science Information Conference”をロンドンで開催		国立国会図書館設置
1949			日本学会会議設置
1950		NSF Act: Public Law 81-507 NSF設置法	図書館法施行 UDC協会設立
1951			慶応大学日本図書館学校設置
1952			
1953			
1954			
1955			
1956	科学技術貸出図書館計画案	図書館サービス法 NLM設置 図書館資源財団 (CLR) 設置 PSACを大統領直属機関とする	科学技術庁設置 JICST 設置
1958	国立科学技術貸出図書館が英国内科学技術文献の網羅的収集・保管・供給の一本化をはかる	Baker・レポート 米国防空宇宙法 NASA 設立 NSF内にFCST設立	科学技術会議設置
1959			
1960			「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」
1961			日本学会会議「大学における図書館の近代化について」
1962		Crawford レポート	通産省データセンター 設置
1963	トレンド報告	Weinberg レポート	
1964		MEDLARS動きは始める 商務省に連邦科学技術クリアリング・ハウス設置 (CFSTI)	
1965	技術省設置 その中にOSTI (科学技術情報局) 設置	COSATI 設置	
1966		NACL 設置	
1967			通産大臣「情報処理及び情報産業の発展のための施策について」諮問
1968	教育省が図書館組織の検討委員会を設置		
1969	デイントン報告	SATCOM レポート	産業構造審議会答申 NIST 構想
1970	INSPEC機械化 GE/Honeywell, Ty, share等が 新しい情報サービス開始	商務省内にNTIS 設置 NCLIS 設置	NIST 検討委員会設置
1971			
1972		Greenberger レポート	
1973	BL設立	NCLIS 第1次草案発表	学術審議会 「学術振興に関する当面の基本的な施策について」答申
1974	OSTIがBL内に移管	” 第2次 ” ”	「科学技術情報の全国的流通体制の整備に関する報告」を科学技術庁が行なう
1975	ICCSTI設置	Kennedy レポート	
1976		Becker レポート	
1977			
1978			文部大臣 「今後における学術情報システムの在り方について」諮問 学術審議会が中間報告
1980	英国議会下院第4報告	「科学技術情報の国際流通について」 Slamecka レポート	” 答申

II. 各国の主要な科学技術情報政策書

A. フランス

1. Boutry 報告²⁾

首相諮問により1959年から Boutry 博士を中心とするドキュメンテーション調査委員会が調査を行ない、当時の情報流通の欠陥を詳細に指摘し、取るべき施策の提案を付して63年に提出された。その内容は科学分野の原著論文、図書館ドキュメンテーションセンターの活動、科学研究図書出版、科学研究界改善の施策、国際協力についてであり、それぞれの問題点を指摘し、勧告を行なっている。特に科学分野の原著論文に関し、少数で良質のフランスの科学誌の育成、科学者が総合的な動向を常に掴む必要性などが指摘されている点が特徴的であり、その他に、国内の定期刊行物や科学出版物の目録の恒久的保存、国立科学情報センターの設立計画、フランスの科学図書の出版について不足している領域、標準化の協定の必要など、詳しい具体的な施策が論じられている。

今後の政策として、明白で唯一の政策を持つことが重要であり、この報告書の勧告が保持される為大臣直属の協議実行委員会が必要であるとしている。

Boutry 委員会は ANEDA (自動ドキュメンテーション研究協会) に国内の活動の総合的調整と分析評価を委託し、その結果が Boutry 報告の第三章として収められた。そこでは、フランスにおける問題点は情報活動の無統制、不充足、遅滞、欠如、にあるとされ、解決の為の国家機関 (ONIS; Organization National Information Scientifique) を発足させ、これに調整、激励、推進、代表機関の機能を持たせることを提案した。

2. Bureau National de Documentation Scientifique et Technique (BNIST) の記立と使命

ANEDA 報告の ONIS の機能を持つ科学技術情報政策の常設組織として、1968年12月に、科学技術ドキュメンテーション国家委員会 (Comite National de Documentation Scientifique et Technique; CNDST) が設置された。CNDST はフランスの第六次国家計画における活動内容として、各分野の情報ニーズの特徴と既存の関連活動を結び合わせたセクトリアル情報ネットワークの形成へ向かう基礎となる科学技術情報全国ネットワーク構想を提出した。その実現化のために1971年にBNIST 設立の法令が起草され、翌年に発効した。

BNIST の使命は、科学技術情報の国家政策の方針を政府に提案し、その政策の実施を策定し、関連省庁及び機関との協力のもとに政府が採用した施策の遂行にあたりとされている。そして、1974年に国際的に高水準の一次逐次刊行物を育成する基準と方法の決定、1977年に科学技術逐次刊行物目録の作成、1978年に科学逐次刊行物に関する Boursin 報告が為されるなどの成果が得られた。

3. Boursin 報告³⁾

ランス大学総長の Boursin 博士が首相の諮問により科学逐次刊行物出版に関わる諸問題を調査し、質、言語、頒布に関する勧告として、1978年に報告書を提出した。その内容は、質を維持するために雑誌の構成、論文の選択編集、記述などの標準化の為に指針を作成することが提案されている。言語については国内誌を主な対象とする雑誌論文におけるフランス語の使用推進など、フランス語を科学雑誌で使用するための努力が払われている。その他に生産、頒布のための具体的な措置が述べられている。

Boutry 報告と同様に Boursin 報告においても勧告の一つとしてフランス独自の科学技術雑誌の育成に力が入れている。

4. Mission Interministerielle de l'information Scientifique et Technique (MIDIST) の設立

1979年の法令により BNIST の設置と任務を規定する法令が廃止され MIDIST の発足と任務が定められた。ミッテラン大統領の統治下、科学技術が強調されるなかで MIDIST は首相府の研究庁に直属し、BNIST の機構と使命をそのまま引き継ぎ発展させていく任務を持っている。

5. ノラ・マンク報告⁴⁾

1978年にフランス政府はフランスの情報化のための五年計画を政策の基本大綱として決定し、政府が融資を行なうなかで、ジスカールデスタン大統領は、時の大蔵審議官のシモン・ノラ、アラン・マンクに大統領諮問として、社会の情報化の推進方法に関する検討を進める任務を与えた。その答申として1978年に「社会の情報化」が提出された。

ノラ・マンク報告は科学技術情報政策というよりも通信政策、情報処理産業政策、行政機構の情報処理機械化の

面が主要で一部の研究者ではなく社会全体の情報処理、機械化への対応の政策が論じられている。勧告は様々なレベルで述べられているが大意は、情報化政策の行なうべきこととして、i) 生産性の向上に与えるテレマティクスのプラスの効果を増大させ、それによって雇用面のマイナスの効果を補うこと、ii) 新たな可能性を最大限に利用して行政の再編成を行なうこと、iii) 中小企業を助成し大企業を改革すること、iv) 労働条件を整備すること、としている。フランスでは行政機構が強力な推進的役割を演じており、模範的機能を果たしている。未来を予見し、これを掌握する手段を持つために、首相直属の行政改革本部を設け今後あり得べき変化を調査しその方向付けを行なうのが適当である、としている。

B. 西ドイツ

1. 情報バンクシステム⁵⁾

情報バンクシステム (Informationbaken-system) は1971年5月に西ドイツの情報活動の国家計画の第一の基盤として発表された。これは連邦政府が議会決議に従って1970年4月に内閣直属のワーキンググループを編成し、作業分担型の西ドイツ情報バンクシステムに計画を提案するように諮問した結果であった。各省から選ばれたメンバーにより構成されたグループが連邦内務省に置かれ報告書をまとめた。これは、行政に関与するあらゆる情報活動の西ドイツでの在り方を模索するもので、その目標を集約すると、情報処理の機械化、情報収集、編成の合理化、サービスと利用の促進、既存機関の参加による統合、などの他に情報の選択の重視、情報の機密性、信憑性、統計情報等の情報加工の重視などが挙げられ、多面的な内容である。

情報バンクシステムの組織構造としてほどほどに分散化している組織モデルが最も妥当な策と考えられた。秩序だった作業分担と共同作業を意図して、ある程度の指導性をセンター的な機関に委任し更に多数の独立した個別の組織から成り立ち、管理機構や運営機能は各組織がそれぞれに持つと考えられた。実行化に向けての具体的なプログラムとして「IuD 計画; 1974-1977年」が1974年に発表された。

2. IuD プログラム⁶⁾

IuD プログラムの総括的目標は、西ドイツにおける科学、経済、技術、政治、社会の諸問題を解決するために世界中に存在する知識並びに事実が活用され、重複作業

や誤った投資が回避され得るように、いろいろな専門分野からあらゆる情報に対してよりよくアクセスできることを確実にする、とされている。1974年から1977年までの目標として、1) 研究、開発、訓練の効果をあげ、生活の質の向上のための基本的な必要条件としての改革を急務とする。2) 産業、技術、特に中小企業の競争力と能率性をあげ、専門職労働者を助け、労働条件の改善に寄与する。3) 議会、政府、行政、立法機関の計画と決定を支援する。4) 市民によりよい情報供給を行ない、社会生活の様々な場での協力を改良する、としている。具体的には地域を超えた情報サービス機関や図書館システムの設置、情報科学研究計画、情報ドキュメンテーション協会 (GID) の設置と役割、特に推進されるプロジェクトの説明がなされている。

プログラムの前提として、科学技術の比較的広範囲な分野を網羅するような専門情報システム、さらに、専門分野を別の側面から結ぶような特殊な目的、たとえば環境問題、特許、企画、研究情報といった目的を持つ情報機関の設立が必要とされ、その実現化がすすめられている。

その他に、情報ドキュメンテーションの基礎構造、財政関税問題、科学技術情報システムの全ネットワークの調整などの面からも論じられている。IuD プログラムは勧告だけではなく全体の構想を現実的なレベルで論じている点が特色と言える。

3. IuD 計画のその後

IuD プログラム発表直後にオイルショックによる世界的な経済の混乱が起き、プログラムの推進のつまづきになった。その後も政権の交代、財政の困窮、IuD プログラムにかかる資金の大きな、プロジェクト予算の縮小などにより初期の目標どおりの活動は達成されていない。

1982年夏に連邦研究技術省は新しい三ヶ年計画を発表した。その内容は国際的な情報政策を目指し、目的として、中小企業の振興、市民を助ける情報機関の推進、西ドイツの文献が外国製データベースに収集されていないことや、西ドイツ独自のデータベースが国外に知られていないことから、国外、特に第三世界に対して西ドイツの文献を普及することを提唱している。

4. 連邦研究技術省

連邦研究技術省はドイツ連邦政府の学術研究推進機関であり、従来、連邦の立場から、化学、エネルギー、物

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

理、数学、社会科学等の専門情報システムの行政指導を行ってきた。その中の第四局では、以下のように、情報処理、情報ドキュメンテーションについての仕事すべてに責任を負っている。

- 第四局 情報処理、情報ドキュメンテーション
- 第一課 情報処理上の基本問題
- 第二課 技術、医学、教育における情報処理
- 第三課 経済、行政における情報処理
- 第四課 情報ドキュメンテーション
- 第五課 専門情報システム

このように、情報に関する問題をまとめて第四局で取り扱っているため、全体の調整や推進を行なうことができるという行政上の強さをもっている。西ドイツは連邦制であり、学術研究の資金は連邦政府と州政府の交渉を経て、互いの出資に見合うだけの成果が期待できるという合意のもとに、共同出資される。

C. 英国

1. Trend 報告⁹⁾

1963年に H. Macmillan 首相当時、Trend 卿を委員長とする科学組織調査委員会から報告書が提出された。この報告書は英国の科学技術研究界全体を再編成するための調査の報告書で、その目的は英国全体の科学技術研究活動の重複部分を排除し、活動に費やされる資料を最大限に活用するための技術研究機構を確立することであった。科学技術情報活動に関する勧告としては、それまで大学における科学研究の推進と産業開発における推進の両方の責任を負っていた科学産業研究庁を解散し、その活動を肩代りする機関を決定した。1965年に教育科学庁の管轄の Office for Science and Technical Information (OSTI) に大学等における科学研究推進の責任が課され、技術省に技術情報と産業内連絡サービスの任務が与えられた。産業内連絡サービス活動は1971年に廃止されるまで、活発な情報活動を行なった。

2. Daiton 報告¹⁰⁾

この報告書は、H. Wilson 首相当時、教育科学大臣の諮問により種々の国立図書館の調査、これらの図書館を統一する機構設立の問題の検討を行なったもので、ノッチングム大学の副学長であった Dainton 博士が委員長となった。

報告書の主要な勧告は、主な国立図書館及び諸機関の間の業務と運営の調整を十分に行ない、その発展を最も

効果的に為すために、大英博物館、国立中央図書館、国立科学技術貸出図書館、及び英国全国書誌作成機関の管理を National Libraries Authority と呼ばれる新しい独立した機関が司るべきであること、これらの諸機関の財産及び蔵書は一部の例外を除きこの NLA に属するものとする、などであった。この勧告に基づき1973年に英国図書館 (British Library) が設置された。また勧告の NLA は OSTI が行っていた調査活動に対する責任を引き継ぐとされ、この勧告を受けて 1974 年に BL 内の研究開発部門として、OSTI の実務部分が BL に移管された。OSTI がそれまで行っていた省内間調整や国際問題に体する責任は教育科学庁に残され、Interdepartmental Co-ordinating Committee for Scientific and Technical Information (ICCSTI) が同年設置された。これは特に英国が EC の科学技術情報ドキュメンテーション委員会に加入する際に、省庁間の検討が行われるフォーラムとなった。

1979年に図書館諮問会議のワーキンググループが種々の問題を指摘し、教育科学庁が ICCSTI と協力して図書館分野の省庁の多くの責任を討議していく役割を担う事となった。又、同年、Office of Arts and Libraries (OAL) が設置され、国立公立図書館の責任が移管され、その結果、教育科学庁には、大学図書館の責任が残った。

3. 1980年代の情報政策の動き

1980年代に英国下院の教育科学芸術委員会が BL の活動を調査した。この調査は Aslib, BL, の他にスコットランドとウェールズの国立図書館などの協力を得て、情報交換、情報供給に関する広範囲な調査に発展した。そして英国の図書館情報サービスが十分でなく調整する政策を策定する国家機関の設立が必要である、との意見が提出された。

1980年に提出された応用技術開発諮問委員会(ACARD)の報告書では、情報技術とその応用に関する政策と責任の一体化が勧告された。これに依って、同年10月に情報技術に関する国務大臣が任命された。情報技術は図書館情報サービスにおける焦点であり、政府の情報政策に対する関心が産業庁の中ですでに築かれていたため、迅速な反応が可能であった。

1980年10月に下院の教育科学芸術委員会の第四報告が提出され、その中で政府はできるだけ早く閣僚級の大臣を指名し、情報政策の責任をとらせるべきであること、

政府は情報蓄積に関する幅広い利益団体の代表により構成される委員会を緊急に設立し、今後継続される活動として国家情報ネットワークを開発する問題を検討し、国として必要な事項を明白にする事などを勧告している。

1982年に、ICCSTIは民間団体から提出された嘆願書を基に報告書¹¹⁾をまとめた。これは科学技術情報分野における政府の責任を言明する政策書を要求したものであった。英国の科学技術情報活動は従来分散し、学協会、研究機関、企業、商業出版、国際機関などの利用者にあわせた組織活動の中で行なわれた。政府の活動は限られたもので、情報供給は主に民間の活動の中で行なわれている。この報告書は、政府の役割は民間の科学技術情報サービス活動を支援すること、海外情報へのアクセスを確実にし、輸出の機会を十分に活用して民間活動を確実なものにすること、政府内情報のよりよい利用の認識を促進すること、財政援助の下に情報サービスの基礎を準備すること、国家の見解を明らかにすること、を勧告している。

D. 米国 (第3表参照)

1. Baker 報告¹²⁾

スプートニクショックの翌年、アイゼンハワー大統領当時の1958年に提出された William O. Baker を委員長とする大統領科学諮問委員会 (PSAC) の報告書である。この報告書の研究の目的は情報に関する科学者の問題を明らかにすることであった。基本思想としては、科学における進歩は科学情報の自由な流れに関わっている、科学の進歩の割合は研究成果をさらに追求できる科学者の間に普及するスピードという大きなメジャーによって決定できるという考え方であった。勧告は、National Science Foundation (NSF) がその科学情報プログラムを拡大し、現在の政府と民間活動を助け、調整するのに役立つ科学情報サービスを建設するように推奨している。この勧告に基づき NSF 内に Office of Science and Information Services (OSIS) が設立された。

2. Weinberg 報告¹³⁾

A. Winberg を委員長とする PSAC の報告書で、科学技術情報の流通の為の原則が論じられ、専門情報センターの拡大や責任を持つ庁の考え方が確立された。その内容は技術界への勧告として、専門情報の伝達処理は科学の価値ある一部分であり、著者は出版されたもののその後の検索に責任を負うべきであること、情報処理技術

を広く知らせること、様式の統一などを勧告し、また政府機関への勧告として、連邦の機関がその使命の情報活動に責任を負い、十分に支援すること、政府の政治システム全体のネットワークは Federal Council of Science and Technology (FCST) の総括の下に置かれるべきこと、クリアリングハウスが政府や民間のシステムを広く知らせること、などが論じられている。科学者の義務として情報の伝達を論じた点で今日にも影響を及ぼす報告書である。

Baker 報告、Weinberg 報告は、大統領直属の科学諮問委員会により提出された報告書であり、両者は情報流通の理念を明示し、それに基づいて行政機構が設立された点が共通している。

3. Crawford 報告¹⁴⁾

Crawford を委員長とする科学技術オフィス (Office of Science and Technology) の報告書で、1962年に提出された。主要な勧告として連邦省内で調整運営を改良する方法が論じられた。その内容は、連邦が支援する研究開発プログラムの科学技術情報の流通が早急かつ重要な性格を持つという高い認識を与えること、大統領府内に政府指示に責任を持つ組織構造を確立し、連邦政府のプログラムをレビューをすべきであること、連邦政府のクリアリング機構の確立など具体的な方策が論じられた。

4. SATCOM 報告¹⁵⁾

NSF と OST をスポンサーに Cairns を中心に作成されたこの報告書では、国立科学アカデミーと国立工学アカデミーの下での国家的調整を勧告した。その内容は国立科学アカデミーと国立工学アカデミーの審議会に科学技術コミュニケーション委員会を設立し、より効果的な情報伝達の政策を開発すること、など民間活動に対する政府の援助の必要性を民間側から論じている。

5. Kennedy 報告¹⁶⁾

Edward Kennedy が率先する NSF 特別委員会により1975年に提出されたこの報告書は、議会の研究サービスを準備するための報告書で、調整機関の設立、OSTの消滅と NSF の役割の認定、諮問機関の仕事について勧告が為された。

6. Becker 報告¹⁷⁾

Joseph Becker を中心に NSF により1976年に提出さ

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

第3表 米国の主要な報告書の内容比較

報告書	科学技術情報政策策定	連邦機関の調整	情報科学研究	その他
Becker 1976 NSF/DSI	連邦政府の大統領府の中に国家の科学技術情報政策の機関を設置する。		NSF/DSIに科学技術情報の国家研究と調整の責任を明白に与えることで強化する。	OSTPの下に、政府と民間の科学技術情報の要素が自発的に協力するような機関を作る。
Burkhardt 1975 NCLIS	民間組織と政府機関が方針を明確にできるように、大統領府の中で焦点を定める。	NCLISのガイダンスの下に図書館の全国システムを補修し、プログラムを調整する連邦の責任の所在を明確にする。		国家的ネットワークを開発するための特定の計画ではなく、8つの基本的な目標から成るプログラムを提案；連邦の情報プログラムの調整など。
Chartland 1975 (LC/上院)	大統領諮問官に国家の科学技術情報問題を直接に報告する諮問グループを確立する。		NSF/DSIの目標使命とプログラムを再検討する。 (DSIが国の科学技術情報活動において、より大きな役割を担うべきことを示唆する。)	
Greenberger 1972 NSF	連邦政府大統領府に、民間と政府の代表者から成る情報政策委員会を設ける。	運営レベルでの科学技術情報活動を調整し、標準化/変換の問題を解決するために、機関の代表者から成る連邦技術情報委員会を設ける。		技術資源(NSF/DSIとNBS)を設け研究分析を行い資金を出し、連邦機関に中央の助言サービスを行ない、科学技術情報エキスパートを集める。
SATCOM 1969 NAS-NAE	NAS-NAE審議会に科学技術コミュニケーション委員会を設立し、より効率的なコミュニケーション政策を開発する。			政府と民間の協力、科学技術情報システムの規格化、より広い国際的共同事業のための55の勧告提案。
Knox 1965 FCST	政策、ガイドライン、カバレッジ、立法を開発するための中央の連邦機構を設立し、全国的情報文献処理ネットワークを先導する。	統一された全国ネットワークの計画と政策策定におけるOSTの責任範囲を明確にする。		国家ネットワークの調整、計画、政策開発におけるOSTとCOSATIの役割について提案がなされる。
Weinberg 1963 PSAC	FCSTの監督のもとに、連邦科学技術情報システム全体が保たれ、PSACが問題に注意を払い続ける。	科学技術情報の活動の責任の焦点を高く据える、行政ではなく研究開発の一部である。		科学技術情報問題の計画よりも、数個の原則を反映した200の勧告。
Crawford 1962 PSA	大統領府の中に科学技術情報に関する政府の方向と連邦プログラムと活動の概観に対しての組織的な焦点を設立する。	連邦政府の各研究機関は方向と、科学技術情報管理について、内部で組織的焦点を設立する。		
Baker 1958 PSAC		科学技術情報活動努力を政府と民間で調整援助する連邦サービスを設立する。(NSP/DSIを推定する。)	連邦情報サービスは、長期の研究開発プログラムを奨励する。	

出典：NSF/DSI Scientific and Technical Information p. 10 より翻訳

れた報告書で、民間も参加できる情報政策プログラム機関への政府の資金援助を勧告している。基本思想としては、断片的に行なわれる開発を続けることは、高価な重複した相互に決して補強しあうことのない無関係な学術情報システムを生み出すことになること、又、米国が単一構造の科学技術情報の全国システムを必要としているのではなく、多様性と、相互交流を備えているような国家的政策、国家的研究開発、及び国家的枠組を必要としている、と論じている。過去の米国の科学技術情報政策をレビューし、その内容を比較検討している。

Crawford 報告、SATCOM 報告、Kennedy 報告、Becker 報告は、OST 及び NSF のが中心となりまとめた報告書であり、大統領科学諮問委員会により明示された情報流通理念に基づいて、それにより近づく為に、既存の行政機構の改革や情報政策の在り方を模索している点が、共通している。

7. Slamecka 報告¹⁸⁾

1980年に米国商務省商業技術諮問委員会の委員長である V. Slamecka が提出した報告書で、これまでの諸報告書が米国内の科学技術情報政策に重点を置き、海外への情報流出に無頓着であった点を反省し、情報政策を経済の観点で捉え、国際的な競争力をどのようにつけるかをテーマにしている。米国では、科学技術情報の国際的な流通がうまくいって、援助に見合うだけの報酬を受けていないこと、国際市場における米国情報サービスの競争力を問題としている。経済、貿易問題の中で将来の見通しを立てるにあたり、科学技術情報をいかに自国に有利に導く道具とするかが重要なポイントである、としている。

80年代になると、情報技術の発達を背景に、国際間の情報流通が盛んになり、それにつれ、情報を商品として見直す見方が現われてきている。それは以前の科学技術情報政策書とは全く異なる国際的な立場からの見方である。

E. 日本

1. NIST 構想¹⁹⁾

内閣総理大臣諮問第四号「科学技術情報の流通に関する基本方策について」に対する答申として科学技術会議が科学技術情報の全国的情報流通システム(NIST)構想を提出した。その内容は、日本の科学技術情報政策の最初の基本的課題として四つの目標が掲げられた。1)科学

技術情報の全国的流通システムを確立し、その整備をはかる、2)国際的科学技術情報流通システムを協力する体制を作る、3)科学技術情報に関する人材の養成、確保をはかる、4)科学技術情報の処理技術及び処理方式を開発すること、である。この報告書では、情報の流通パターンを想定し、それに従ったモデルを考えている。抽象的なシステムが提示された。

1973年に科学技術情報懇談会を設けて、NIST を構成する機構とそれらの整備方策を中心に調査審議を行ない、「科学技術情報の全国的体制の整備に関する報告」が取りまとめられた。その内容はNISTの整備にあたり特に緊急を要する各種機関等の整備、及びこれら相互のネットワークの確立を中心とする当面の課題がまとめられた。

1978年にNIST見直しのために科学技術情報推進懇談会がひらかれ、その報告が「科学技術情報活動推進の目標と施策について」として発表された。重要施策としてデータベースの拡充、オンラインサービスの拡充、一次情報サービスと各種案内サービスの強化、国際協力の推進、科学技術情報活動の円滑化、筑波地区におけるモデル活動の推進に焦点が合わせられた。

2. 学術情報システム²⁰⁾

1979年に学術審議会は文部大臣より諮問された「今後における学術情報システムの在り方について」に対する中間報告を提出した。ここで論じられている学術情報システムは、一次情報の収集提供機能、情報検索システム、日本独自のデータベースの形成、の三つの機能を持ち、それぞれが連携しあって一つの総合的システムとして働く、としている。

1980年に提出された答申では、学術情報については、一次情報の体系的、効率的な収集整備を計り、各大学図書館サービス機能の改善強化を行ない、図書館間協力を推進すること、又、情報検索システムの構成と充実したサービス、データベースについては、日本独自のデータベースの形成を推進し、国際的二次情報形成事業に対する日本の分担能力を高めること、その他に学術情報システムの在り方、システムの機能、人材養成等、論じられている。

III. 各国の科学技術情報政策書の比較

学術情報政策書は政府の方針であり、プログラムは包括的な性格を持つため、各国とも情報収集、処理、管

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

第4表 各国の学術情報政策書比較(1)

	社会体制	学術政策 科学技術政策	情報システムの現状	情報処理技術 データ通信技術	ネットワーク
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 政府が推進する伝統がある。 • 省庁の改組がよく行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> • ミッテラン大統領の下で、科学・技術の強化がすすめられている。 • 学術情報一般も重視している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館システム • BNISTの技術産業情報システム 	Euronet DIANE	<ul style="list-style-type: none"> • BNISTの技術情報システムでは末端で中小企業と連結している。ネットワーク化を目指している。
西ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 11の州に依る連邦制。 • 連邦政府と州政府の話し合いを下に共同出資される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学術情報一般を重視 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国的な図書館システム • 分野別専門情報システム(途中) 	Euronet DIANE	<ul style="list-style-type: none"> • <u>IuDプログラム</u> • 図書館システム分野別専門情報システムを前提とした全国的ネットワーク
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> • 政府の力はあまり大きくない。 • 民間の活動が盛んである。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学術情報一般を重視 	<ul style="list-style-type: none"> • BLを中心とした国立図書館システム 	Euronet DIANE	
米国	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦制 • 民間の活動が盛んである。 	<ul style="list-style-type: none"> • 科学技術に力を注いでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 分野別情報検索システムが多くあり。 	<ul style="list-style-type: none"> • 世界を率先している。 TYMNET TELENET など 	
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 政府の力はあまり大きくない。 • 省庁組織は固定している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学術情報一般を重視 	<ul style="list-style-type: none"> • 筑波研究学園都市の試験的専門情報システム • 学術情報システム(途中) 	<ul style="list-style-type: none"> • 技術力はある。 VINUS 	<ul style="list-style-type: none"> 省庁別 機関別 ネットワーク

第5表 各国の学術情報政策書の比較(2)

	一次情報の 生産と流通	二次情報の 生産と流通	機 能	機 関	技 術
フ ラ ン ス	<u>Boutry 報告</u> <u>Boursin 報告</u> ・フランスの国際 的な科学誌の育 成	<u>Boutry 報告</u> ・重要な図書、定 期刊行物の目録 の恒久的保存	<u>Boutry 報告</u> <u>Boursin 報告</u> ・生産、伝達 評価、提供	<u>Boutry 報告</u> ・MIDIST は首相府研究庁 直属。行政上 の責任を負う。	・DB 作成 販売促進 ・オンライン検索 システム
西 ド イ ツ	<u>IuD プログラム</u> ・文献の迅速な供 給	<u>IuD プログラム</u> ・文献の書誌的 認知	<u>IuD プログラム</u> ・伝達、評価 提供、加工	<u>IuD プログラム</u> ・連邦研究技術省 が行政上の責任 を負う。	・DB 作成 販売促進 ・オンライン検索 システム
イ ギ リ ス	<u>Dainton 報告</u> ・一次情報の網羅 的収集		<u>Dainton 報告</u> ・収集、提供	・BL、教育科学 省、産業省など 責任分担。	・DB 作成 ・BL の機械化 ・オンライン検索 システム
米 国	<u>Baker 報告</u> ・情報伝達のスピ ードが重要であ る。	<u>Weinberg 報告</u> ・著者抄録の必要 性	<u>Baker 報告</u> <u>Weinberg 報告</u> <u>Slamecka 報告</u> ・生産、伝達 加工、提供	<u>Crawford 報告</u> <u>Kennedy 報告</u> <u>SATCOM 報告</u> ・現在はNSF が 予算管理	・世界を率先する 情報処理技術の 力 ・DB 多数作成 ・オンライン検索 システム
日 本	<u>NIST</u> <u>学術情報</u> <u>システム</u> ・より良い情報 伝達	<u>NIST</u> <u>学術情報</u> <u>システム</u> ・ユニオン・カタロ グの完成	<u>NIST</u> <u>学術情報</u> <u>システム</u> ・伝達、評価 加工、提供	・文部省 ・科学技術庁	・DB の作成 その推進 ・オンライン検索 システム

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

第6表 各国の学術情報政策書の比較 (3)

	教育・訓練	研究・開発	重点分野	政策が中央指向か、分散指向か	政策の策定過程
フランス	必要性を認識、既存の機関を拡大する方向。	<ul style="list-style-type: none"> • BNISTが責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 科学誌の育成に重点を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中央指向型の政策 	<ul style="list-style-type: none"> • 学者と官僚
西ドイツ		<u>IuD プログラム</u> <ul style="list-style-type: none"> • G I D が責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> • 分散指向型の政策 	<ul style="list-style-type: none"> • 学者と官僚と情報機関の専門家
イギリス		<u>Dainton 報告</u> <ul style="list-style-type: none"> • B L 内に研究開発部門がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国立図書館の整備に重点を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> • 分散指向型の政策 	<ul style="list-style-type: none"> • 官僚と学者と企業人
米国		<ul style="list-style-type: none"> • N S F が責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 科学技術情報の流通に重点を置く。 • 政府機構の整備に重点をおく。 	<ul style="list-style-type: none"> • 分散指向型の政策 	<ul style="list-style-type: none"> • 学者と官僚
日本	<u>N I S T</u> <ul style="list-style-type: none"> • 人材の養成 	<u>N I S T</u> <ul style="list-style-type: none"> • 研究開発の必要性 • 学術情報センター 	<ul style="list-style-type: none"> • 科学技術情報システムに重点。 • 大学図書館システムに重点。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中央指向型の政策が複数ある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学者と官僚

理、流通等の全般的なシステムに不可欠な要素をそれぞれの報告書に盛込んでいる。文化、歴史、主義等、それぞれ独自の国々なだけに、政策の現われ方は、その国の特徴を反映したものともなっている。ここでは、学術情報政策の要因として定めた項目の各観点から各国の科学技術情報政策書を比較し、第4表から第6表にまとめた。ここでアンダーラインがあるものは報告書の名前でその報告書において述べられていることを示している。

米国の情報政策の特色は、数多くの報告書が提出され

ていることである。各報告書の観点は多様で、Baker 報告や、Weinberg 報告のように情報流通の原理を説くもの、Crawford 報告や Kennedy 報告のように政策を推進する行政機構の整備を説くもの、SATCOM 報告のように民間活動と政府の援助を提言するもの、又、Becker 報告のように過去の報告書を分析し、総合的に今後の提言をするものとあり、勧告のレベルや質も異なる。総じて、科学技術情報の理論的な流通の在り方を研究し、それに基づいた機構の整備を勧告している。科学情報の流

通の理念があり、その中に現実の機構をあてはめていく姿勢である。情報の流通の在り方の研究を基に情報政策を提言している点に、米国の情報政策の先進性があると考えられる。

情報政策推進機関が OST, NSF 等の複数の機関に変更した歴史があり、現在の責任機関である NSF も、州制度や民間産業の活力が障害となり、全体を率先していくのは難しい。連邦政府が権威を持って、国全体をまとめていくために、ホワイトハウスの中に情報政策推進機関を設置する事が待たれている。

同じ民主主義国家でも中央集権的で政府が国全体を率先する伝統のあるフランスでは、情報政策の推進も MIDIST が計画と実施援助の管理を一元的に引き受け、全国的に統一している。フランスの情報政策の特色は、フランス国内の一流科学雑誌の育成に重点が置かれていることである。この点は、Boutry 報告、Boursin 報告、MIDIST の使命の一つとしても掲げられている。又、科学技術雑誌の中でもフランス語の維持に注意を払っているのも特徴的である。MIDIST が首相府管轄であり、一元的に推進を進めている行政機構は、政策を推進する上の強さであると考えられる。

同じヨーロッパの中で西ドイツは州制度を取っているが、情報政策については州と連邦の話し合いを基に、IuD プログラム達成の為に連邦研究技術省の率先で一元的に情報政策を推進している。西ドイツの情報政策の特色は土台となる単一プログラムである IuD プログラムの存在である。情報基礎構造から実施計画の焦点まで、情報流通全体を根本からとらえなおす計画が一つのプログラムの中で多面的に述べられている。非常に包括的なプログラムであると言える。ただ、実施については財政上の問題にぶつかり、連邦研究技術省は、新しい三年計画を補正案として発表した。

英国の情報政策は米国と平行して進んでいると言われる。両国とも民間の情報活動が活発で、政策に先んじて情報サービスを初めとする実際の活動がある。英国の情報政策の推移を見ると、Dainton 報告を初めとして国立図書館機構の設立に70年代の終わりごろまで注意が集中していた。図書館以外の情報機関を含めた国家的な情報システムの計画はまだ報告書として現われていない。最近の科学技術情報活動では、政府が民間の活動を激励援助する方針にとどめられ、特にネットワーク化を目指していない。民間側からの要請が強く、それに応じた形で政府が情報政策を考えるという最近の事実も米国に似た

点がある。英国においては、情報政策を担当する閣僚の指名が待たれている。

日本の情報政策の特色は、科学技術庁と文部省の二本立てで政策が推進されている事である。その他にも、通産省、郵政省、農水省を初めとする各省庁がそれぞれの分野での情報活動を行なっている。科学技術庁の NIST 構想と、文部省の学術情報システムが、学術情報についての国家規模のシステムを論じている点で二大構想であると言える。NIST 構想と学術情報システムとでは、発表、実施の時期が異なる。NIST 構想は筑波研究学園都市にすでにモデルとして研究情報システムを実施しているように一部で成果をあげている。NIST 構想の出発点では情報流通のパターンを想定してシステムを考え、やや抽象的な構想であったが、その後具体的な計画を検討された。一方、学術情報システムはむしろ既存の大学図書館の資料をいかにシステムとして建設していくかという考え方である。学術情報システムの発展はこれからである。この二大構想が重複活動を削減し、補強しあう事が重要である。又、情報政策の調整機構の設置とその任務の明確化が為されることも強力に政策を推進していく為にも必要と思われる。政府が情報を国家資源として認識し重点を置いているかどうか、明白でない。情報流通システムの整備に加えて民間産業の育成や政府によるデータベースの構想も今後の課題である。

IV. 各国の科学技術情報政策書の特色

第三章でまとめたように、米国、英国、フランス、西ドイツ、日本の五ヶ国の科学技術情報政策は、大きく分けて、政府主導型のフランス、西ドイツと、民間の実際の活動が政策よりも先にある米国、英国と、政府の情報政策の基盤が複数にある日本とがある。フランス、西ドイツにおいて、科学技術情報政策は、基本となるプログラムの下に、国家一丸となって総括的に行なわれている。一方、米国、英国では、民間の活動が活発で、情報政策の行政における推進機関が複数であるため、単一プログラムの推進は行なわず、むしろ既存の機関を発展させ、重複活動を削除するように方向づけられている。

政府主導型のフランスと西ドイツをみると、フランスは、中央集権的であり、西ドイツは、州権制度を採っている。そのため政策の策定過程が異なり、フランスでは、首相諮問により学者を中心とする委員会が政策の研究を行ない、実際の活動の予算の管理などは MIDIST が一括して行なう。西ドイツでは関係する州、民間、連邦

先進主要国の科学技術情報政策書の比較

の話し合いを土台にして、実際の活動の計画がすすめられ、それぞれの成果の見返りを予測して、共同出資される。

フランス、西ドイツの共通点は、情報政策の行政上の推進機関が一つである点で、フランスでは MIDIST が、西ドイツでは連邦研究技術省が一括して、責任を負っている。

米国と英国の違いは、情報政策の中心が、米国は科学技術情報に、英国は国立図書館の活動にある点である。ソ連との宇宙開発競争、軍備拡張競争を背景に、米国が科学技術が国の発展に直接に関わるものとして、戦後国力を傾注してきたが、その成果としての情報の流通の在り方が、早くから研究されてきた。CAS, MEDO LARS, BIOSIS, などのデータベースのオンライン検索システムにおいても、TELENET, TYMNET, ARPANET などのデータ通信システムにおいても、民間活動を主体として、米国はすすんでいる。英国においても、INSPEC, CAB などのデータベースのオンライン検索システムが、又、EPSS, LDSS などの通信サービスが民間活動のなかで形成されていった。しかし、英国の情報政策は国立図書館の活動が中心であり、その他の情報システムを含めた国家レベルの情報流通プログラムは未だないといえる。

日本での情報政策の始まりは、NIST 構想であったが、NIST 構想の発表が刺激となり、大学や、行政機関、国立研究機関などで、情報システムが計画され、開発された。これらの動きに対応し、NIST 構想の具体化のための政策が規定された。日本では、郵政省が、データ通信を所管しているため、民間のデータ通信の開発やデータベースの構築が抑制されている点が、米国、英国と異なる。又、文部省と、科学技術庁とが、それぞれの開発を行なっている点で、フランス、西ドイツの統一された形と異なる。日本の二大構想を調整する機関の設立されれば、行政上、強い立場が確保できると考えられる。

今後の情報政策は、情報の国際流通における均衡を保つために、日本からの情報の輸出を増やすための機構の整備、又、電電公社の民営化に伴って、民間の情報処理産業の育成に焦点が移行すると考えられる。

おわりに

本稿は慶應義塾大学大学院文学研究図書館・情報学専攻の昭和58年度修士論文を基にまとめたものである。ご指導を頂いた津田良成教授、また、インタビューに応じ

て頂いた方々に深く感謝いたします。

- 1) 中井 浩. "英国の科学技術情報活動とその政策的背景". 情報管理. Vol. 20, No. 4, p. 253-268 (1977).
- 2) Comite D'etude Documentation. "Rapport a Monsieur le Ministre d'etat charge de la recherche scientifique et des questions atomiques et spatiales". DGRST, 1963. 51 p.
- 3) 白井英子. "フランスの科学技術情報政策(V)". 情報管理. Vol. 22, No. 10, p. 774-787 (1980).
- 4) ノラ, S.; マンク, A. "フランス・情報を核とした未来社会へ挑戦". 興寛次郎監訳. 東京, 産業能率大学出版社, 1980. 234 p.
- 5) Bericht der Interministeriellen Arbeitsgruppe beim Bundesministerium des Innern an die Bundesregierung. "Das Informationsbankensystem". 1971.
- 6) Federal Minister for Research and Technology. "The Programme of the Federal Government for the Promotion of Information and Documentaion (I & D-programme) 1974-1977". Frankfurt, Bronners Druckrei Bredenstein KG, 1976. 125 p.
- 7) Bechtel, Hans. "10 years of German Information Policies from the Viewpoint of an Onlin User". Proceedings of National Online Meeting, Williams, Martha E. ed., New York, 1983-4. Medford, Learned Information Inc. 1983. p. 21-31.
- 8) ワッテンベルグ, U. "ヨーロッパにおける情報ネットワーク". 情報管理. Vol. 22, No. 3, p. 153-160 (1970).
- 9) Committee of Enquiry into the Organization of Civil Science. London. HMSO, 1963. 57 p.
- 10) Dainton, F. S. et al. "Report of the National Libraries Commiittee". London, HMSO, 1969. 273 p.
- 11) Gray, John. "The U. K. Government's Responsibilities for Scientific and Technical Information Services". Aslib Information. Vol. 10, No. 6/7, p. 167-170 (1982).
- 12) Baker William O. "Improving the Availability of Scientific and Technical Information in the United States". Washington D. C., PSAC, Dec. 7, 1958. 8 p.
- 13) Weinberg, A. M. "Science, Government and Information; the responsibility of the technical community and government in the transfer of information". Washington D. C., PSAC, Jan. 1963. 52 p.
- 14) Crawford, J. H. Jr. et al. "Scientific and Technical Communication in the Government".

- Washington D. C. FCST, Apr. 1962. 81 p.
- 15) U. S. National Academy of Science-National Academy of Engineering Committee on Scientific and Technical Communication. "Scientific and Technical Communication; a pressing national problem and recommendations for its solution". Washington D. C., National Academy of Science, 1969. 336 p.
 - 16) U. S. Congress, Senate, Special Subcommittee on the National Science Foundation of the Committee on Labor and Public Welfare. "Federal Management of Scientific and Technical Information (STINFO); the role of the National Science Foundation". Washington D. C., GPO, 1975. 103 p.
 - 17) Becker, Joseph. "A National Approach to Scientific and Technical Information in the United States". NSF Contract D 963. July 1976. 62 p.
 - 18) Slamecka, Vladimir. "Trade-Offs in International Flow of Scientific and Technical Information". Washington D. C., Dept. of Commerce, Technical Advisory Board, 1980. 81 p.
 - 19) 科学技術会議. "科学技術情報の流通に関する基本方策について; NIST 構想の答申". 日本学術会議, 1969.
 - 20) 文部省学術審議会. "今後における学術情報システムの在り方について; 答申案". 学術審議会, 1980, 19 p.